

文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会無形文化遺産特別委員会（第2回）議事録

1. 日時

平成25年1月17日（木）10:30～12:00

2. 場所

文部科学省庁舎16階 16F特別会議室

3. 出席者

委員：神崎委員長，河野委員長代理，入江委員，大貫委員，小笠原委員，小川委員，佐藤委員，佐野委員，古家委員，宮田委員

事務局：河村文化庁次長，石野文化財部長，大和文化財鑑査官，湊屋伝統文化課長，塩川文化財国際協力室長，小林世界文化遺産室長，その他関係官

○「文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会の会議の公開について」（平成24年4月23日 文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会決定）1.（4）の規定に基づき、「議題（2）代表一覧表記載の提案候補の選定について」は議事の内容を非公開とすることが了承された。

【神崎委員長】 それでは議題1に入ります。

第7回政府間委員会の結果概要についてでございますが、事務局から御説明を頂きたいと思っております。

【塩川文化財国際協力室長】 よろしくお願いたします。

まず資料1でございますが、第7回政府間委員会の結果概要の総論でございます。日時でございますが、第7回政府間委員会は、平成24年12月3日から7日まで、パリのユネスコ本部で開催されたものでございます。

議長国はグレナダでございますが、委員国としては、4に書いてある24か国から構成されております。グループ4のところに書いてございますが、日本も現在委員国でございますが、我が国は平成26年6月の締約国会議までが任期となっているものでございます。

5の代表一覧表の事前審査を担う補助機関メンバー国は、以上の、グループごとに6か国から構成されているものでございます。

6の主な決議事項でございますが、(1)で、我が国の案件でございますが、那智の田楽につきましては、補助機関からは「情報照会」という勧告を受けておりました基準1について、さらなる情報提供が必要という勧告でございましたが、政府間委員会では基準1も満たしていることが認められ、「記載」という決議がされております。

1枚めくっていただいて、(2)で、代表一覧表及びその他、2012年のサイクルの審査の状況でございます。詳細は後ほどの資料2以下にございますが、2012年は56件が全体として審査対象として扱われておりましたが、①のように、代表一覧表に関しては36件中「記載」が27件、「情報照会」が5件、政府間委員会前の取下げが4件という形でございまして、最終的な現在のところの代表一覧表の記載件数は257件となっております。

②の緊急保護一覧表の審査でございますが、8件中4件が「記載」、3件が「不記載」、政府間委員会の審査前の取下げが1件で、緊急保護一覧表の記載の総計は31件となっております。

③で、ベストプラクティスは2件、いずれも「記載」ということで、ベストプラクティス、主として途上国の取組への好事例、模範となる事例でございますけれども、登録件数の総計は10件でございます。

④の2万5,000ドル以上の国際援助の審査でございますが、10件中承認が2件、非承認が7件、申請前の取下げが1件ということで、これまでに承認されました2万5,000ドル以上の国際援助については合計6件となっております。

(3)の代表一覧表への記載の審査に関する事項ということで、主として提案書の審査に当たっての視点が決議として取りまとめられているものでございます。

全体としての説明は割愛させていただければと思いますが、例えば、②で、基準3などでは、保護措置については可能性ではなく明確な実行を求めるもの、すなわち今後検討していく予定であるものではなく、まさに実行予定であるものが求められることも強調されていたり、あるいは③でございまして、提案書の申請に当たっては、これまでの政府間委員会の決定や補助機関の勧告・報告等に十分留意すること等が各国に対して求められていたりするものでございます。

提案書の提出に当たっては、こうした決議を十分踏まえる必要が各国あるというものでございます。

1ページめくっていただきまして、(4)でございます。

今年の12月の政府間委員会の決議に向けました2013年サイクルの補助機関の設置に関してでございますが、補助機関の役割、代表一覧表への提案についての評価をするものでござ

ございますが、メンバー国としてグループ4からは日本が選ばれて、初めて参加するものがございます。

(5) でございます。2014年、2015年サイクルの審査件数の上限に関する事項でございますが、2013年については既に上限が決まっているところでございますが、2015年まで大体各年60件、さらには一か国1件の審査に努めることが決定されておりますので、基本的には一か国1件の審査が2013年、2014年、2015年と行われていくということでございます。

(6) 無形文化遺産の適切な規模及び範囲に関する事項ということで、昨年10月22日、23日に、ユネスコの本部で政府間オープンエンドワーキンググループがございまして、その中で無形文化遺産の適切な規模・範囲の検討がなされたものでございますが、その結果が報告されたものでございます。

その議論といたしましては、2段落目の「また」以降に書いてございますが、範囲や規模については個別の背景によって異なることもありますので、必ずしも共通の範囲や規模を考えるのではなく、例えば国内の目録であるとか、緊急保護一覧表、代表一覧表といった、個別の背景ごとに適切な範囲・規模を考えることが適当であること。その上で、国内の目録や緊急保護一覧表の場合では無形文化遺産の範囲や規模は小さくなり、代表一覧表については、その目的が世界全体に向けての無形文化遺産の認識の向上といったことでございますので、そうした目的を踏まえれば、大きく相対的には包括的になることが導かれるものであること。それから、代表一覧表に既に記載されております無形文化遺産の拡張については、既に運用指示書では複数国の提案の拡張の規定には明文化された規定があるわけでございますが、一か国の拡張提案についても同様の規定を設けることについての意見の一致が見られたということでございます。

1ページめくっていただいて(7)でございますが、記載済みの無形文化遺産の拡張提案における手続に関する事項ということで、こうした(6)のオープンエンドワーキンググループの議論に基づきまして、拡張提案の手続等についてでございますが、引き続き第8回の政府間委員会においても考察するということとともに、第8回の政府間委員会に向けては、運用指示書の改定案を検討するために、事務局に対して改定案の準備を要請することが決定されたものでございます。

以上が資料1の説明でございます。

資料2でございますが、代表一覧表記載の、今回の決定一覧ということで、各国から出された提案とその最終的な決定内容等がまとめられたものでございます。

資料3でございますが、同様に緊急保護一覧表の決定一覧をまとめたものでございます。

資料4で、ベストプラクティスでございますが、2件、中国とメキシコについて両方とも選定されたというものの内容でございます。

資料5で、2万5,000ドル以上の国際援助について、各国が提案してきた内容と、それについての決定の状況でございます。

資料6で、今回の政府間委員会の議論を踏まえた、現在の代表一覧表と緊急保護一覧表の地域別の登録件数ということで、代表一覧表についてはグループごとで、上の段にありますような地域ごとの登録状況となっております。

また、次のページは代表一覧表の国別の登録件数で、3件以上登録されている国の件数ごとの整理をさせていただいたものとなっております。

簡単でございますが、資料1から6の説明については以上でございます。

【神崎委員長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明に基づきまして、委員の皆様方から御意見、御質問を頂きたいのでありますが、その前に、この委員会を代表するような形で政府間委員会に参加していただいております河野委員、宮田委員、お二人から、ただいまの報告についての補足的な御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでございますか。

【河野委員長代理】 私、この委員会のときに同時並行で、イコモスの世界遺産パネルに出ておまして、宮田委員の方がよりしっかりフォローしておられると思いますので、宮田委員から御発言いただければと思います。

【宮田委員】 まず、私、第1回の政府間委員会からずっと参加しておりますけれども、全体の雰囲気といたしまして、今回が最も各国協調的な委員会で終始したという印象が非常に強くございます。

昨年、前回、バリで行われた第6回との比較で特にそう感じるのかもしれませんが、参加国間の意見対立という形で、例えば最終的に投票に持ち込まれた件数がなくて、コンセンサスに基づく形の進行であったと思います。

もう一つの特徴といたしましては、これも昨年との比較ですけれども、補助機関の勧告等に関して、具体的な委員会の審議でその勧告ではない結論、つまり「情報照会」が「記載」という形にひっくり返った件数が非常に多くございました。

日本の案件もそうでございますけれども、その1つの理由としては、非常に審査件数が絞られたことによって、各国が事前に各ファイルの読み込み等をかなりされていたと思いま

す。したがって補助機関はこういう意見だけれども、しっかり読んだけれども、これは十分条件を満たしているという意見が聞かれました。

非常に厳しい件数制限が課せられているわけですが、各国が今のユネスコ及び無形文化遺産全体の状況を鑑みて、現実的な処理のラインとして60件前後というのを、理念的に認め難い部分もあるけれども、現実的には受け入れて、それに沿って会議が動いたという印象を強く持っております。

基本的な日本の主張はほぼ全てこの会議では満たされたと思いますので、日本としてはよい結果になったのではないかと思います。1つ、2013年の補助機関に日本が入りましたので、また新たな作業、あるいはこの条約への参画の仕方として新たな面が日本に求められることは今後考えなくてはいけないのかなど。

もう一つ思いますのは、この委員会は委員国の改選があり、なおかつ補助機関の改選等がありますので、非常に卑俗な言葉を使いますと、前年度までの経験がそのまま生かせない、つまりふたをあけてみないとその年の委員会がどういう状況かなかなかわからないというところは、懸念材料としてまた残ると思います。今回のような、比較的協調的な雰囲気在今后も続くのか、またもとのような状況に戻るのかは、また次の委員会を見てみないと何とも言えないなという考えを持っております。

全体の感想と委員会の雰囲気、それから、これから日本が補助機関に参加するというところで、また新たな次回の、アゼルバイジャンですか、バクーで行われますけれども、その委員会に向けて、この特別委員会でも様々議論をしなければいけない問題があるだろうと思っております。以上です。

【神崎委員長】 ありがとうございます。大体御理解は頂いたと思うんですけども、この件につきましての御意見、あるいは御質問、御遠慮なく、委員の皆さん方から出していただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

【小川委員】 意見というよりも、情報があつたら教えていただきたいんですけども、ベストプラクティスの件ですけれども、これは対象が途上国だけで例えば日本のようなところは対象にならないんですか。

【神崎委員長】 いかがでしょうか。

【塩川文化財国際協力室長】 基本的には、ベストプラクティスを参考にして無形文化遺産の保護の取組をする国として想定されている国は、必ずしもそのための予算とかを十分持っているような国ではございません。そうしますと、主としては発展途上国等を想定

した中で、必ずしも財源について十分ゆとりがあるわけではない中で、創意工夫を凝らす中で、無形文化遺産の保護を計画的にやっていくための好事例として想定されているものですが、では発展途上国以外は全て駄目かという、必ずしもそういう具体の規定があるわけではございませんが、主として想定されているのは発展途上国だというものでございます。

【小川委員】 どうしてそんな質問をしたのかというと、中国の福建省の操り人形が今度これに選ばれていて、具体的な情報が今お手元にあるかどうかなのですけれども、具体的には泉州の劇団が中心ですか。

【宮田委員】 そうですね。福建の、泉州の操り人形劇の団体だったと思います。すみません、私も手元に今そのファイルを持っていないものですから。

【小川委員】 劇場を持っていて、学校も持っていて。

【宮田委員】 はい、学校や、若い世代の養成活動が内容になっていたと思いますけれども。

【小川委員】 かなり国際的には活躍している団体ですね。

【宮田委員】 かなり有名ですね。

【小川委員】 有名ですよ。

【石野部長】 ちょっと補足ですけれども、この福建省のものは、特に学校的なところでの後継者養成なんかのプログラムを、たしか二、三年ぐらい前から大々的にやり始めたので、これは途上国にとっても参考になるのではないかということで中国が出してきたということで、議論の場では、まだ二、三年なのであまり効果が長期的になっていないじゃないかという議論もあったんですが、いろんな、学校というツールも使いながら後継者を養成する意味では、各国の参考になるのではないかということで、とりあえず選定されたという状況でした。

【小川委員】 そんな質問をしましたのは、特に日本でも無形文化財といいたまうと、特に民俗芸能とかいうものが、全国各地で伝承が非常に危ぶまれているものがいっぱいあるわけですし、そこをどのようにして今後継承していくのかは、文化庁の方でも具体的な施策をいろいろお考えになっていると思いますけれども、日本の国内では、もう少し体系的な、その部分の保護、更に今後の継承システムを考えていく時期に来ていると思っていますので、1つの手としてはこういうユネスコへの登録も視野に入れていいんじゃないかと思ったものですから。以上です。

【神崎委員長】 ありがとうございます。どうぞ、活発に御質問、御意見を頂きたいと思えます。お願いします。

【佐野委員】 今回のことにちょっと関係するんですけども、3ページの(6)のことでお聞きしたいんですけども、例えばユネスコという国の集合ということですけども、複数国提案の問題なんですけれども、「拡張の規定を補うため、一か国の拡張提案に関する規定を設けることについての意見の一致」という、具体的な論議の過程、その上の方にある、「similar」、「shared」、「family」ですね。恐らくこれから日中韓なんかでは、民俗芸能に関しても必ず正統性と波及の問題だとかが出てきて論議になると思うんですね。中国などは必ず自分のところが起源である、ほかは波及してその変容であるという議論をしてくるんですけども、そういったことに関して、これの英文の方は、どのようなニュアンスなのかということ。

それから、これからそういう、例えば東アジアにおける日中韓などを見通して、複数国提案をするような場合の1つのシステムをどのようにこれから考えていったらいいのかということ、何かありましたら聞かせていただきたいと思えます。

【神崎委員長】 お願いいたします。

【塩川文化財国際協力室長】 まず一か国ベースの拡張の規定の話でございますが、今は運用指示書の中に、例えば複数国のもの、例えば象徴的なものが、今回ですと鷹狩りとかがあるわけですけども、それについては、コミュニティーの参画も得ながら、提案書を出すことができるかといいますか、追加してほかの国も参加できるという規定があるわけでございます。

それについて議論の中では、コミュニティーを大事にする無形文化遺産の考え方からいたしまして、たまさかその国の中か、あるいは外かでそういう規定の差があるのは不適當であって、一か国の中でも、1つ登録されているものについて、「shared」というか、「family」というかはしておきましても、同じようなものについて一緒にあわさって登録するということが、一か国についてないということについては非常に、コミュニティーを大事にする条約の理念からすると不適當ではないかという議論がなされた中で、複数国提案の規定と同様に、一か国内についての規定も設けるべきではないかといった議論が行われたものでございます。

よって、「similar」という言葉については、言ってみれば、各地域によって細やかに見た場合には各々違いますので、そうした観点からすると全てが違うので、「similar」とい

う言葉はあまりよくなくて、むしろ、要素的なもので共通するものがあるからこそ「shared」であって、さらには、同じ概念として考えたときには「family」といった方が、コミュニティーを大事にする観点からは重要ではないかということで、こういう言葉が使われる中で、いずれにしてもコミュニティーを大事にするという観点に立ったときに、国の内外に関係なく、同様にコミュニティーの主体性のもとで一緒にくっついたりできる規定をきちんと明確化した方がいいという議論が、10月のワーキンググループでもなされていたということがこの決議の背景でございます。そうした中で、こういう規定についての議論がされたということでございます。

あと、佐野先生の御質問ともしずれ違ったらまた御指摘いただければと思うんですけども、複数国の提案については、基本的に何か、こういう場合は複数国提案だとか、こういう場合は一か国ベースでやるものだとか、そういったガイダンス的なものがあるかというところ、全くそれはありません。あくまでもコミュニティーの判断だということが大前提でございます。

ただその上で、複数国で出すときに、そのコミュニティーの参画についてどう扱うかについては、特に既に登録されているものの追加については、できる限り軽微な手続が望ましいのではないかという議論もある一方で、他方、コミュニティーの意見を尊重することからすると、きちんとしたコミュニティーの同意をしっかりとやっていった方がいいんじゃないかという議論もありまして、そこについてはまた引き続き今後も議論をしていこうということで、現状はそのあたりでとどまっているというところでございます。もしずれていたらまた御指摘いただければと思いますけれども、そんな状況でございます。

【神崎委員長】 ありがとうございます。ちょっと大事な御質問だったように思いますので、政府間委員会に御出席いただいたお方で、別の角度から御説明の補充があればお願いいたします。

【宮田委員】 1つ、先ほど佐野先生が、例えば東アジアにおける民俗芸能などで、中国が何でも起源と主張する嫌いがあると。少なくとも、政府間委員会の公式の場でそういうことが今まで上がったかというところ、それはまだありません。今後はわかりませんが。

1つ、複数国提案が今かなり話題になりつつあるのは、一方で一か国の提案が原則1個というシーリングがはめられた中で、マルチナショナルのノミネーションはそのシーリングの外にあるという解釈ですので、国内の様々なコミュニティーの突き上げによって、単独ではなくてマルチでもいいから入れたいという動きが今後加速する可能性はあります。そ

の場合は各国1件ずつの提案とはまた別個の審査になろうかと思えます。

そういった場合には、東アジアで中国が声高に、これはうちの起源だと公式に言うかという、私の個人的な、今まで会議に参加した感触では、多分言わないだろうと。ただ、専門家と会っていると、確かにそれを常に言う人はいますけれども。逆に韓国や日本側がこれを出すと中国から言われはしないかというような懸念を持つようなケースもありますので、佐野先生の御心配が全くないとは私も思いませんが、今のマルチノミネーションの動きは、各国1件とは別にもう1件出せるという実利的なところから様々動きがあるように、そちらの方がメインかなと思っています。

【神崎委員長】 ありがとうございます。現状ということでの御理解は、佐野委員、よろしいですか。

【佐野委員】 はい。これはとても難しいと思うんですね。各国で指定して、ものを出していくナショナルなレベルと、ある意味でグローバルとのつなぎとなる、リージョナルな複数国提案と理念的にどちらを求めるのかという、無形文化ですから、非常に理念的な問題が出てくるのではないかと思います。どうもありがとうございます。

【河野委員長代理】 今回の御指摘、2つ大事なポイントがあるかなと私は個人的に思っております。決議の背景にありましたのは、去年のバリの政府間委員会で、日本の提出した案件が、日本から提出されて記載されたものと似ているのではないかとところが議論の発端だったんですね。それを受けて、バリで軒並み情報照会になったわけです。それを受けて、日本がお金を出して、10月のオープンエンドのワーキンググループを開いたわけです。

そこで、「similar」ではなくて別の観点がいいんじゃないかという議論が出たわけですが、バリで問題になりましたのは、日本が出した案件と、後から出した案件が「similar」ではないかというものだったわけですが、議論の出方によっては、例えば中国が出しているものに「similar」ではないかという批判も今後あり得るわけです。あるいは、韓国がもう出してしまっているから、日本の出したものは「similar」で駄目ではないかということもあり得るわけです。今回は、全く日本国内の問題として出たわけですが、それが国を超えて「similar」だと言われてしまうと、大変しんどい話になるというのが1つあります。

それから佐野先生の御指摘のところは、無形ではほとんどタブー用語に近いんですけど、オーセンティシティーという問題で、基本的にはオーセンティシティーと言っては

いけないことになっておりますので、ストレートに中国にオーセンティシティーがあると
言うと、専門家の間では批判の対象になり得ると思えますけれども、それを「similar」と
いう形で出してこられると対処はしんどいなというところがあります。

これは、今後の議論はきちんとフォローしていく必要があろうかと個人的には思ってお
ります。

【神崎委員長】 なるほど。だんだんよくわかってまいりましたが、いかがでございま
しょうか。

時間の問題もありますから、せくわけではありませんが、より多くの御質問、御意見を
頂きたいと思えます。

【大貫委員】 2点ほど、私も2日間だけ政府間委員会に出席させていただきまして、申
し上げたいと思えます。

1つは、申請案件の審査、ビデオとか写真を含めた非常に限られた中で審査をされるとい
うこと、それから、文字数が非常に限定されていることもありまして、申請案件を書く上
でのテクニカルな技術というか、細心の注意というのが、例えばすぐれた表現力とか、論
文の提示をするにも非常に限定された枠の中で提案をしなければいけないわけですから、
そういうハイテクニカルな申請書を書く上での注意がますます必要になってきたなとい
うのが、今回実感しました。それは特にアフリカの政府の代表の方々とか、いろいろ話をし
て非常に強く感じたことであります。その中では、例えばビデオ、写真撮影ができないよ
うな、コミュニティとか、政府に関しては海外から撮影者を呼んできて撮影をさせる。
その撮影をした場所などが非常に不明確であるという指摘も、文化人類学者の中から出て
きている。

2点目ですが、この条約は今年10周年を迎えて、長期的に、更に20年後とか15年後とかを
見て、ちょっと引いた視点で見えてみて気になることが、条約ができる当初に見られた文化
人類学的な視点がやや薄くなってきているのではないかと。厳密に、専門家によってチェ
ックされるような体制とか、世界遺産条約ほど専門家の投入をしていないことがこの条約
の成熟の過程でどのように影響を及ぼしていくのかが非常に気になりました。

それからちょっと補足になりますが、これは余談として聞いていただきたいんですが、
今回、代表リストの中で、韓国のアリランが入っていたのがちょっと私は驚いたんですけ
れども、この背景を聞いてみますと、中国は2009年から2011年にかけて、2回に分けて、朝
鮮族の自治州のアリランを国家のリストに入れたわけです。それに対して、韓国政府が非

常にセンシティブにならざるを得ずに、国内に申請案件があるにもかかわらず、北朝鮮との共同申請を二、三年、もうちょっと短かったかもしれませんが、二、三年かけて申請を模索したんですが、うまくいかずに単独申請になったということが政府の代表者から聞いた情報です。以上でございます。

【神崎委員長】 ありがとうございます。ほかにございませんか。

【河野委員長代理】 「similar」に関する案件について、結構韓国が興味を示しているというか、去年、総会の前に専門家会合をパリで共催したんですけれども、韓国から出てくる質問はシミラリティーに関する質問で、意外に戦略的に使いたいのかもしないと、ちょっと、私は興味を持って聞いておりました。

【神崎委員長】 それは日本の案件に対しても、ですか。

【河野委員長代理】 意識しているかもしれません。似たものは多分あるだろうと思います。それをどのような観点で彼らは、戦略的に使いたいのか、まさにアリランについて戦略的などころができる国ですので、日本にとってもちょっと気をつけないといけないかなと個人的には思いました。

【神崎委員長】 内部のお話を聞くと興味は尽きないところでございますが。これは政府間委員会における現状の私たちの確認ができたということで、この議題をひとまず閉じたいと思います。よろしいですか。

それでは、議題2に入りますので、議題1を公開としまして、議題2は非公開としておりますので、恐縮ですけれども、傍聴者の方は御退出を頂きたいと思います。

(傍聴者退室)

○事務局からの「代表一覧表記載の提案候補の選定について」の説明後、今後の提案の在り方について議論が行われ、本特別委員会の下にワーキンググループを設置すること等が了承された。